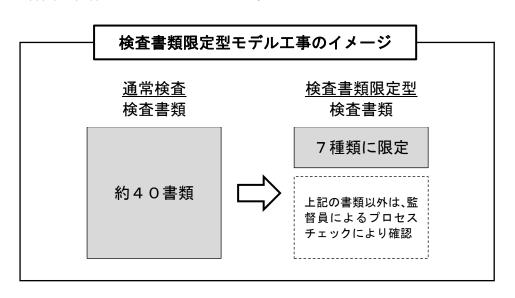
## 『検査書類限定型モデル工事』を試行します

- 企業局では、情報共有システム(ASP)活用工事について、完成(中間) 検査時に検査員が評定のために確認する書類を、次の7書類に限定すること とします。(それ以外の書類は監督員が確認し、検査員に説明・報告。)
  - ①施工計画書
  - ②施工体制台帳・体系図(下請引取検査書類含む(提示のみ))
  - ③工事打合せ簿
  - ④出来形管理図表
  - ⑤品質管理図表
  - ⑥材料品質証明関係資料(材料使用届等)
  - ⑦工事写真
- 書類は、原則、電子化のうえ、ASPで検査します。(電子化する書類は、 受発注者間で協議のうえ、決定します。)



- 企業局では、企業局が発注する建設工事全般(営繕工事を除く)を対象に、 令和3年度からASPを導入し、令和6年度までの完全導入を目標として、 検査書類限定型モデル工事とあわせて、段階的に対象工事を拡大していきま す。
- 実施後はアンケートにより、限定書類の選定や実施方法を検証し、その後の 検査・発注に反映させていきますので、御協力をお願いします。